

## 三重県地域活性化雇用創造プロジェクト（第4期）推進協議会設置要綱

### （名称）

第1条 この会は、三重県地域活性化雇用創造プロジェクト（第4期）推進協議会（以下「協議会」という。）と称する。

### （目的）

第2条 協議会は、三重県内の産業施策等と連携を図りつつ、地域における良質な雇用の実現を図るため、三重県による事業立案に係る提案及び助言、事業の進捗状況の把握及び政策効果の検証等を行うことを目的とする。

### （所掌事務）

第3条 協議会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項を所掌する。

- （1）事業立案に係る提案及び助言等に関すること。
- （2）事業の進捗状況及び政策効果の把握・検証等に関すること。
- （3）事業の適切かつ効果的な実施に係る助言等に関すること。
- （4）その他事業の立案・実施にあたり必要な検討等に関すること。

### （構成）

第4条 協議会を構成する会員及びオブザーバーは、別表のとおりとする。なお、必要に応じて追加することができる。

### （役員）

第5条 協議会に、次の役員を置く。

- （1）会 長 1人
- （2）副会長 1人
- 2 副会長は、必要に応じて増員することができる。
- 3 役員は、前条の会員の中から総会において選任する。

### （役員の仕事）

第6条 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、副会長がその職務を代理する。

### （役員の仕事）

第7条 役員の仕事は、令和10年3月31日までとする。

- 2 補欠又は増員による役員の仕事は、前任者又は現任者の残任期間とする。

(総会)

第8条 総会は会長が招集する。

2 総会は、第3条に規定する事項のほか、要綱の改正その他協議会の活動に関する重要事項について審議する。

3 総会は、会長が議長となる。ただし、会長が出席できないときは、あらかじめ会長が指名する者が議長となる。

4 総会は会員の2分の1以上の出席(委任状を含む)をもって成立し、総会の議決は、出席者の過半数をもって決する。賛否同数のときは、議長がこれを決する。

5 総会は、必要に応じて書面、又は電子メールによる開催とすることができる。

(部会)

第9条 具体的な事業の推進を図るため、協議会に、必要に応じ部会を設けることができる。

(賛助会)

第10条 三重県地域活性化雇用創造プロジェクト(第4期)の推進を支援し賛助するための機関として賛助会を設けることができる。

(事務局)

第11条 協議会の事務局を、三重県雇用経済部雇用対策課及び公益財団法人三重県産業支援センターに置く。

2 事務局に、事務局長及び事務局員若干名を置く。

3 事務局長は、三重県産業支援センター地域活性化雇用創造プロジェクトリーダーをもって充てる。

(雑則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営等に関して必要な事項はその都度別に定める。

附則

この要綱は、令和7年1月10日から施行する。

別表（第4条関係）

順不同

会員	役職名
三重県経営者協会	専務理事
三重県商工会議所連合会	専務理事
三重県商工会連合会	事務局長
三重県中小企業団体中央会	事務局長
鈴鹿工業高等専門学校	総務課長
鳥羽商船高等専門学校	総務課長
学校法人皇學館皇學館大学	就職担当課長
学校法人鈴鹿医療科学大学	就職・キャリア支援課長
学校法人享栄学園鈴鹿大学・鈴鹿大学短期大学部	学生・キャリア支援課長
学校法人高田学苑高田短期大学	キャリア支援センター長
国立大学法人三重大学	キャリア支援課長
三重短期大学	次長（兼）大学総務課長
学校法人暁学園四日市大学	キャリアサポート課長
株式会社三重ティーエルオー	取締役・事業推進部長
株式会社商工組合中央金庫 津支店	次長
株式会社三十三銀行	営業推進部地域振興課長
株式会社百五銀行	法人コンサルティング部コンサルティング課長
北伊勢上野信用金庫	お客様サポート部長
紀北信用金庫	総合企画部理事
桑名三重信用金庫	地域・中小企業支援部 課長
株式会社三菱UFJ銀行	東海公務部部長代理
三重県信用農業協同組合連合会	食農営業部長
公益財団法人産業雇用安定センター	三重事務所長
日本労働組合総連合会 三重県連合会	事務局長
公益財団法人三重県産業支援センター	理事長
三重県	雇用経済部長

オブザーバー	役職名
三重労働局	職業安定部長
中部経済産業局	地域振興・人材政策課長
株式会社地域経済活性化支援機構	地域金融連携部長